

告 訴 状

東京地方検察庁

検事正 伊丹俊彦様

告訴人 東京都墨田区堤通2-3-1-1208,
大高 正二 73才
電話番号 090-3223-2780.

私は、事件番号平成24年(う)ホ1860号の被告人
です。

2013年7月9日と同年9月18日の公判中に東京高等
裁判所裁判長裁判官井上弘通に依り退廷させ
られました。

刑訴法286条に「被告人が退廷にたい法廷は
開く事が出来ない。但し、代理人の弁護士が退廷し
ている場合は、この限りではない」とされています。

私と弁護士は弁護士契約を結んでいますか、
代理人契約は結んでいません。

従って、私が退廷させられた場合は審理を打ち切
って退廷しなければならぬところ、井上弘通は審
理を続行しました。

これは、刑訴法286条違反です。

この事実は公判調書に記述されています。

この事に依り、私は憲法37条1項に定められて
いる裁判を受ける権利を妨害され、奪われました。

これに依り、私は多大の不利益を被り、精神的
苦痛を受けました。

以上の事が井上弘通を刑法193条違反で
告訴します。

以上、大高正二(大高)

2014年2月22日。

